

平成20年第3回佐渡市議会定例会会議録（第1号）

平成20年6月12日（木曜日）

議事日程（第1号）

平成20年6月12日（木）午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第96号から議案第104号
- 第6 請願第1号から請願第5号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27名）

1番	松本正勝君	2番	中川直美君
3番	中村剛一君	4番	臼杵克身君
5番	金田淳一君	6番	浜田正敏君
7番	廣瀬擁君	8番	小田純一君
9番	小杉邦男君	10番	大桃一浩君
11番	中川隆一君	12番	岩崎隆寿君
13番	中村良夫君	14番	若林直樹君
15番	田中文夫君	16番	金子健治君
17番	村川四郎君	19番	金光英晴君
20番	猪股文彦君	21番	川上龍一君
22番	本間千佳子君	23番	金子克己君
24番	根岸勇雄君	25番	近藤和義君
26番	祝優雄君	27番	加賀博昭君
28番	竹内道廣君		

欠席議員（1名）

18番 佐藤孝君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長 高野宏一郎君 副市長 大竹幸一君

副 市 長	親	松	東	一	君	会計管理者	本	間	道	子	君
総 務 部 長	齋	藤	英	夫	君	企画財政部長 企部	齋	藤	元	彦	君
市民環境長 市部	金	子		優	君	産業観光部長 産部	佐	々	木	正	雄
建設部長	田	畑	孝	雄	君	総務部長 (総務課長)	本	間	進	治	君
企画財政部長 (財政課長)	山	本	充	彦	君	市民環境部長・ 市副(共生課長)	木	下	良	則	君
福祉保健部長 (福祉課長)	樋	口	賢	二	君	産業観光部長 (産業振興課長)	金	子	晴	夫	君
建設部長 (建設課長)	渡	邊	正	人	君	教 育 長	渡	邊	剛	忠	君
教育次長	藤	井	武	雄	君	選挙管理委員会 選務局長	藤	井	雄	一	君
監査委員 局長	菊	地	賢	一	君	農務委員会 農務局長	藤	井	與	嗣	明
消 防 長	加	藤	貴	一	君	防災管財長 防課	加	藤	元	直	君
市民課長	佐	藤	弘	之	君	税務課長	高	津	啓	介	君
農林水産 課長	服	部	幸	一	君						

事務局職員出席者

事 務 局 長	山	田	富	巳	夫	君	事務局次長	池		昌	映	君
議事調査 係長	中	川	雅	史	君		議 事 係	谷	川	直	樹	君

午前１０時００分 開会・開議

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は27名であります。定足数に達しておりますので、平成20年第3回佐渡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（竹内道廣君） 会議冒頭であります、ここで議会報発行に関する報告をいたします。

先般佐渡市議会だより第16号を発行いたしましたが、佐渡空港問題に関する一般質問の市長答弁の記述に一部誤りがあることが判明いたしましたことから、急遽改訂版として印刷し直すこととし、目下発行作業中であります。そのため一部地域では、配付が遅れている状況であります、近日中に全地区に改訂版を配付されますので、ご了承くださいるようよろしくお願いをいたします。

会議に入ります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（竹内道廣君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、５番、金田淳一君及び６番、浜田正敏君を指名をいたします。

日程第２ 会期の決定

○議長（竹内道廣君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期及び日程については、議会運営委員長の報告を求めます。

金光議会運営委員長。

〔議会運営委員長 金光英晴君登壇〕

○議会運営委員長（金光英晴君） おはようございます。去る６月10日に議会運営委員会を開催し、本６月定例会の会期日程について協議いたしました。その協議の結果についてご報告いたします。

お手元に配付の６月定例会会期日程をごらんください。会期は、本日６月12日から６月27日までの16日間とし、本日本会議。この後議案の上程、提案理由の説明、議案質疑、議案等の委員会付託を行い、会議終了後第２委員会室で議会報編集特別委員会を開催し、その後市民厚生常任委員会、各派代表者会議の順で開催いたします。

あす13日は、行財政改革特別委員会であります。

来週16日月曜日から19日木曜までの４日間が一般質問となります。なお、17日に質問を予定していた佐藤孝議員は、都合により質問を取りやめましたので、質問者は14名となります。

また、19日は一般質問終了後に各派代表者会議を開催いたします。

20日金曜日は、行財政改革特別委員会です。

23日月曜日、24日火曜日は、委員会審査といたします。

25日水曜日は、委員会審査のまとめと各派代表者会議、午後３時を目途に特別委員長報告の配付となります。

26日木曜日は、午前10時から議員全員協議会、午後3時を目途に各常任委員長報告の配付となります。
そして、翌27日金曜日が最終日となります。最終日の本会議は、午後2時の開会といたします。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり今期定例会の会期は、本日から6月27日までの16日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は16日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（竹内道廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読を省略いたします。

日程第4 行政報告

○議長（竹内道廣君） 行政報告並びにその他の報告事項について一括して市長から報告を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） おはようございます。お許しを得まして、平成20年第3回市議会定例会に当たりまして、平成20年第1回市議会定例会以降の行政経過からご報告申し上げます。

初めに、地域公共交通活性化・再生総合事業の認定についてご報告申し上げます。相次ぐ震災被害により、佐渡観光は大きな打撃を受け、離島交通を支える航路運営にも大きな影響を及ぼしております。観光客を中心とした航路活性化を図るために、利用客の詳細なマーケティング調査やターミナルとのアクセス調査等を行い、地域公共交通総合連携計画を策定するために、去る4月15日に国から地域公共交通活性化・再生総合事業の認定を受けました。事業主体は、佐渡市、新潟県、佐渡観光協会、佐渡汽船、新潟交通佐渡、北陸信越運輸局で構成する佐渡航路活性化協議会で、5月13日に第1回協議会が開催されたところで、本年度じゅうに連携計画を策定するなど、佐渡航路における持続可能な新交通システムの構築に向けた取り組みを行っていききたいという考えでございます。

次に、公共交通活性化総合プログラムの採択についてご報告申し上げます。佐渡における日常生活の交通手段として、路線バスの果たす役割は非常に大きなものでありまして、地域の実情に応じた抜本的な島内公共交通システムの見直しと再構築が求められているところでございます。市では、国土交通省が実施する公共交通活性化総合プログラムに応募し、去る5月9日に採択を受けました。当事業における事業内容は、これまでの島内路線バスに対する欠損補助という対症療法にとどまらず、潜在的な需要喚起のため

の生活実態に応じた公共交通システムについて調査、検討を行うものであり、航路とともに持続可能な新交通システム構築に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

次に、2008スポニチ佐渡ロングライド210についてご報告申し上げます。5月18日に開催されました第3回となる今大会は、佐渡金山の観光ができるシャトルバスの運行と両津港でゴールができるなど新企画もあり、昨年に比べ533人増、2,650人の参加者であります。年々参加者が増加しているこの企画は、佐渡の振興及び活性化につながるものと期待しております。

次に、2.24冬季風浪被害に係る漁港施設災害復旧についてご報告申し上げます。漁港内の漁網等の処分については、一部仕分け作業が残るものを除き、すべて終了し、おおむね漁業活動には支障がない状態にあります。また、漁船、漁具の購入等の漁業者を支援する金融支援対策への申し込みは、5件となっております。北小浦漁港の災害復旧は、北防波堤の沖合において、背後を守るべく消波堤を設置する工事を実施、今後の追加工事を含め、11月完成を目指しております。

また、5月12日からの災害査定では、県営2漁港11件、市営5漁港8件の計19件を申請し、全件数を決定いただきました。

次に、2.24冬季風浪被害に対する義援金等の受け入れ状況についてご報告申し上げます。2月24日に発生しました風浪被害に際し、市では口座を開設し、広く義援金を募ってまいりましたが、5月末をもって締め切らせていただきました。また、この間市が実施する復旧事業への支援と多額のご寄附もちょうだいしておりまして、義援金、寄附金合わせて総額1,043万円となりました。内訳は、義援金が753万円、寄附金が290万円であります。ご支援を賜りましたすべての皆様並びに便宜を図っていただきました金融機関の皆さん方に心から御礼を申し上げます。今後義援金につきましては、配分委員会にて配分内容を決定し、速やかに被害に遭われた方々にお届けするつもりです。

その他の報告事項を述べます。続きまして、その他の報告事件については、報告第2号から報告第4号までの専決処分の報告につきまして、議会の委任事項であります損害賠償を専決いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

次に、報告第5号 平成19年度佐渡市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第6号 平成19年度佐渡市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第7号 平成19年度佐渡市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ別紙のとおり報告するもので、建築基準法の改正に伴い、建築確認申請に不測の日数を要した国仲地区学校給食センター建築事業や用地交渉等に不測の日数を要した市道整備事業が主な繰越し事業であり、主な繰越しの理由でもあります。

次に、報告第8号 平成19年度佐渡市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第9号 平成19年度佐渡市一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第10号 平成19年度佐渡市一般会計継続費繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、報告第11号 佐渡市土地開発公社の経営状況について、報告第12号 社団法人佐渡市真野自然活

用村公社の経営状況について、報告第13号 有限会社クリエイトはもちの経営状況について、報告第14号 株式会社両津TMOの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当該法人等の事業計画及び決算に関する書類を提出するものであります。

次に、報告第15号 市有地の土地信託事業における収支状況につきましては、市が中央三井信託銀行株式会社と土地信託契約をしている東京都新宿区早稲田の土地に係る信託について、地方自治法第243条の3第3項の規定により、当該信託の事業の計画及び実績に関する書類を提出するものであります。

以上で行政報告並びにその他の報告事件についての説明を終わります。

○議長（竹内道廣君） ただいま市長の報告のうち、報告第2号から報告第15号に対する質疑を許します。

臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 報告第9号の事故繰越し繰越計算書についてお伺いしたいと思います。

事故繰越しということですから、契約後何か事故があったのだと思いますが、事故の内容、それからどの程度の期間が休止になったのか。それから、今後もう既に終わっているかもしれないのですが、もし終わっていないとすれば、いつごろ完成するのか、その3点をお伺いいたします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） ただいまの質問について答弁いたします。

平成19年度事故繰越し繰越計算書の内容につきましては、平成18年度、19年度の継続事業として実施したケーブルテレビ施設整備事業に伴うケーブル共架電柱の改修補償経費の事故繰越しでございます。

繰越しの理由といたしましては、ケーブルテレビ施設整備事業において、電柱のチェックをしていたのですが、申請本数が非常に多かったため、19年度中に処理できなかったというところでございます。申請本数としては、1万458本でございまして、そのうち改修が必要なものが335本必要であったということになっております。それで、平成19年度に改修済みなのが149本で、残りの186本について平成20年度中に改修をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 今ちょっとお聞きしますと、何か契約は既に終わっておられるのかですか、まだこれからやられるのですか。事故繰越しの性格としては、ちょっと私納得しづらいのです。むしろ繰越明許費のほうが妥当かというふうに思うのですが、その辺のことについてお伺いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） ただいまの質問について答弁いたします。

契約につきましては、ちょっと確認をすぐさせていただきます。内容につきましては、当初やはりチェックの本数がそんなに多くないだろうと思っていたのが予想を超えて1万本を超えてしまったと、申請の本数が。ということで、膨大な現場確認と改修積算に時間を要したということで、平成19年中の処理が完了しなかったということで、積算未了の電柱改良補償費を繰越しさせていただくということになっております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 臼杵克身君。

○4番（臼杵克身君） 今お聞きしますと、契約がはっきりしないということなものですから、何ともちょっと私も質疑しづらいのですが、事故繰越しというのは、いわゆる支出負担行為がなされて、その後年度前に完成が見込みがないと、何かの事故があって、例えば人身事故起こしたとか、電柱が倒れて機械が故障したとか、そういうことでの事故繰越しなのです。そうでなければ繰越明許費のほうが妥当性があるわけなのです。その件についてもう一度お伺いします。これで終わります。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） 答弁いたします。

ただいまの事故繰越しにつきましては、18年度から19年度にかけて1度繰越しをさせていただいているものです。それで、19年度に処理できなかったのもので、事故繰越しでやらざるを得ないという状況になっておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） ただいまの答弁で、契約等の行為についてはどうなっておるのだということの説明を求められているにもかかわらず、そのところを詳細に説明をしないから、なお問題が残ると、こういうことなので、その点について証拠に基づいてご答弁願いたい。

以上。

○議長（竹内道廣君） 齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） 質問にお答えします。

再度確認したところ、契約につきましては、18年度になされておるということです。大変失礼しました。

○議長（竹内道廣君） 加賀博昭君。

○27番（加賀博昭君） 18年度に契約しておきながら、19年度で事故という表現を使わなければならないというのは何なのか。また、そこで撤去すべきあるいは処理すべき電柱の数は、予想以上に多かったなどということが19年度になってそんなことを言わなければならないというのは、一体何をやっておったのかと、こういうことになるわけで、その点はどのような認識をしておるのか、改めて答弁をお願いします。

○議長（竹内道廣君） 齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えいたします。

18年度からチェックと工事をスタートしたのですけれども、業者からのチェックすべき電柱の本数がやはり余りにも多過ぎたということで、18年度、19年度での処理では間に合わなかったということでございます。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 同じく報告第9号の件でお尋ねをいたします。

この事業は、18年度からということで、本来ならば19年度で終わっていたのかなというふうに思うので

すが、ケーブルテレビの施設整備事業そのものでいいますと、16年から17年は新穂だったかなというふう
に思うのですが、結果として、この総事業のトータルというのは、お幾らになるわけですか。

加えて、合併前の南部と真野、佐和田の件の流れをずっとくんでいると思うのです。ここに出ている事
業費の総額でいうと、これは18年度からの分だろうというふうに思うのですが、その辺お教えいただけれ
ばと思いますが。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えいたします。

ただいまの手持ちの資料は、18年度、19年度合併後のものしか持っておりませんので、合併前のものに
ついては、申しわけありませんが、手元にございませぬ。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 合併の前のやつはいいです。では、16年から17年の新穂の分と18年からの分、今年
度で終わるのだろうと思うのですが、総額を教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） 申しわけございません。合併後を持っていると言いましたが、実際持っ
ているのは、18年度から19年度、20年度に係るもので、19年度当初予算として3,500万になるものです。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 18年からのやつは、ここに出ている総額だろうと思うのです。それはわかるのです。
ですから、佐渡市になってからの新穂の分を教えてくださいというだけのことなのですけれども。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） データ、資料につきましては、後で確認をさせていただいて、お渡しをさ
せていただきます。申しわけございません。

○議長（竹内道廣君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

日程第5 議案第96号から議案第104号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、議案第96号から議案第104号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議長のお許しを得まして、議案第96号から104号まで提案理由をご説明申し上げ
ます。

議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）、本案は地方税法等の一部が改正され、平成20年4月30日に公布されたことに伴い、佐渡市税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものでございます。改正の内容は、個人市民税に係る特定株式の譲渡益に係る特例の廃止、法人市民税の見直し、固定資産税の減額特例など、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第97号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、本案は地方税法等の一部が改正され、平成20年4月30日に公布されたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。改正の内容は、後期高齢者医療制度の開始により、本条例に後期高齢者支援金の創設と賦課限度額を改める改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第98号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について）、本予算案は老人保健特別会計において、医療給付費等の追加計上を行ったことに伴い、市負担分を一般会計から繰り出しするもので、歳入歳出それぞれ1,801万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を427億2,921万8,000円とするもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、ご承認を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第99号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）について）、本予算案は平成19年度老人保健特別会計において、国庫負担金等の年度内交付額が減額され、歳入不足が生じたことにより、平成20年度予算から繰り上げ充当を、また平成20年度老人保健特別会計に不足が生じたため、歳入歳出それぞれ3億2,895万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億6,865万8,000円とするものであります。歳入では、支払基金交付金、国県支出金、繰入金を増額し、歳出では総務費、医療諸費を増額、そして繰上充用金を計上するもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、ご承認を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第100号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案は平成20年4月30日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づき、同法による施行期日が後日適用される規定等について、佐渡市税条例の一部を改正するものです。今回の改正は、個人市民税に係る寄附金税制、金融証券税制の見直し及び公的年金からの特別徴収制度の創設、公益法人制度改革などに伴い、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第101号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案は国民健康保険税の応益負担の2割軽減税制度について、世帯主の申請により適用していたところですが、申請を待つことなく、職権で適用できることとなり、それに伴い、本条例の一部を改正するものであります。なお、職権適用することで、2割軽減対象世帯の平等性の確保と事務の軽減が図られるものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第102号 佐渡市小倉ダム管理条例の制定について、本案は国営佐渡土地改良事業により造成された小倉ダムが平成21年度4月より国から佐渡市へ管理委託されることに伴い、関係条例を制定するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第103号 佐渡市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、本案は地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、監査委員の審査を要する内容が規定されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第104号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について、本予算案は既定の予算に歳入歳出それぞれ11億1,045万1,000円を追加し、予算総額を438億3,966万9,000円とするものであります。主な補正内容は、消防本部庁舎建設事業の年割額の変更に伴う継続費の補正、歳入では国庫支出金及び県支出金の増額計上と繰入金及び市債の減額計上、歳出では2月24日の冬季風浪被害に係る災害復旧経費及び所得変動に係る住民税の減免措置による還付金などの予算を計上するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹内道廣君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

議案第97号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 幾つかお尋ねをしたいと思います。

先ほど説明がありましたように、後期高齢者医療制度の導入に伴った税の改正であります。そこで、3点ばかりお尋ねをしておきたいと思います。

1つは、この制定によって、40歳未満の方々も含めて、後期高齢者支援金というものが国保の中から課税されるようになるかというふうに思います。40歳を超える方は、基礎課税額に介護保険の分、そして今度は後期高齢者の分という3つに分けられるだろうというふうに思うのですが、そういう理解でいいと思うのですが、そこでお尋ねをしたいのですが、限度額が上がります。そのことによる国保加入者に対する税の影響はどうなるのか。また、後期高齢者の支援金の分の佐渡市の増額というのは幾らになるのか。

2点目には、前期高齢者の納付金、高齢者の多いところは戻ってくるというふうに言われているわけですが、多分佐渡の場合は、前期高齢者の納付金は、出さなくていいというふうに思うのですが、その辺はどのようになるのか、お尋ねします。

3点目は、特定健診との関係です。ご案内のように、ことしからメタボリック、私なんかはメタボリックに近いというか、なっているのですが、特定健診の実施状況、達成状況で多分支援金が変わるというふうに言われています。つまりメタボリックの人が多いところには、支援金は返ってこないという、こういう制度だということで、今いろんなところでこういう制度は問題ではないかと言われているわけなのですが、この辺はどんなふうになるのか。特定健診の関係では、これまで基本健診は公費負担だったのですが、今年度からどのようになるのか。この大きく3点お尋ねしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

最後のまずメタボリックの関係ですけれども、これと特定健診の関連はどうなるのかということなのですけれども、私どもこの特定健診の要綱を定めておりまして、その要綱で国の達成率にあわせて実施計画を策定しております。その実施計画の策定度に対して、国のほうから参酌基準というのが設定されておりまして、それに達成されないと、先ほど話がありました後期高齢者支援金について、達成されれば100分の90、達成されなければ100分の110ということで、削減もしくは割り増しがかかるという、そういう制度になっております。どういう評価をするのかというのは、今後22年度と聞いておるのですけれども、それまでに国のほうで定めをされるというふうに聞いております。

それと、先ほど納付金についての話ですけれども、これ前期高齢者納付金というのは、前期高齢者の加入者のバランスを調整するために制定されておるものでございまして、一定額をそれぞれの保険者が納めて、その原資を利用して前期高齢者の対象者が多い加入保険者に対して再交付されるという、そういう制度になっております。佐渡市の場合ですと、資料ちょっと準備していないのですけれども、たしか9万7,000円ぐらいを納めまして、入ってくるのがもう少し多かったということで、交付される金額のほうが多いというふうになっております。

それと限度額のことなのですけれども、おっしゃるように後期高齢者の支援金の限度額というのは、12万円ということで限度額を制定されました。それで、従来の医療分というのは、54万円に引き下げをされております。以前の限度額は56万円でしたので、合算しますと、3万円の増ということになります。どういう影響がということになるのですけれども、それについては今後本算定を7月に予定しておるのですけれども、それを本算定をかけないと実際のところははっきりわからないのですけれども、限度額以上になった方の保険料というのは、その部分というのは限度額にかからないそれぞれの加入世帯のほうに加算されるというか、加わるというふうな形になっておりますので、その分これについても本算定をしてみないと、実際の分は具体的にはお示しできないということになっております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 今のお話ですと特定健診、つまりメタボリックがいるといっぱい金取られる。ペナルティー、国はそこまで医療費を抑制しようというふうにしてきているわけです。つまり私みたいな胴回りが多くて、内脂肪が高いと、ペナルティーやって、先ほど言った110%の普通ならば100なのだけれども、多目に金取られるということになるのだけれども、その見込みはどうかということなのです、1つは。

2点目の前期の納付金の関係ですが、今ほどの話ですと、9万7,000円納めるのだけれども、10万幾ら返ってくると。佐渡市の場合当然高齢者の人数が多いですから、返ってくるのだらうなと思うのですが、そういう理解でいいのか。

3点目の支援金の関係です。この条例が通る前は、医療分が限度額56万円、介護分が限度額9万円、介護については40歳以上の方が負担すると、国保税の中から。それが今おっしゃったように、今度は医療費の分が限度額47万円、介護分が9万円、そこに後期高齢者分、今話題になっている後期高齢者へも財源を

出すというのが12万円加わるという理解でいいのだらうと思うのですが、改めて確認をしておきたいと思います。中身については、本算定でしてみないとわからないということですが、この点でもう一つお尋ねをしておきたいのは、40歳未満の方々が後期高齢者の負担分をするということ、周知徹底されているのか。

私例えばこれ、ほかの市町村のやつですが、2月ぐらいの時点を出しているのです、市民に。我々も老人保健の拠出金との関係がありますから、そんなに明確に区分されないのだらうというふうに思っていました、よくよく調べてみると、繰り返しますが、基礎の分と介護の分と、その上に後期高齢者の医療費の支援分が乗るという、こういう中身なのですが、その周知徹底も含めて、きちんとされているでしょうか。今、後期高齢者、ご案内のようになぜこれ聞くかという、後期高齢者テレビで話題になりましたから、よく知っているのだけれども、前期高齢者の方も年金で天引きされている。それわからない。今度は、後期高齢者でもない国保加入者の方までも、こういうふうに取りられるという中身になると思うのですが、周知徹底されているか、改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

後段のほうの周知徹底の部分については、私ども今回地方税改正によって、税条例も改正をさせていただきました。それによって、限度額と料率等も確定されるわけです。それについては、具体的に市民の方にこうなりますよという部分は、正直のところ広報等は行っておりません。それと、後期高齢者支援金は皆さんの税の中に入ることなのですが、そのとおりでございまして、おおよそ医療費の本人負担を除いた分の40%については、それぞれの保険者が負担するという、そういう配分になっております。それにつきましては、今後本算定の中で算定方法によって計算された額をそれぞれの国保世帯のほうに配分をしていくと、そういう作業になりますので、それがどのくらいまでというのは、ちょっとまだ本算定を行ってみたいとわからないということでございます。よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） それでは、周知徹底をされていないということ、私これは大問題ではないかと思うのですが、いかがですかということです。先ほどもちょっと言いましたが、2月1日の時点で、今回のこの後期高齢者の問題でいうと、今国会でも問題になっていますように、2006年の医療制度改革の中で多くの政党の賛成のもとできたということもありますが、2月1日の時点、いろんなところで、例えばわかりやすく書いているのです。基礎分、介護分、後期高齢者の分が取られるのですと。これやっていないで、この条例通して、いきなり市民のところに来たら、これ今テレビで問題になっていますが、後期高齢者絡みで大きな問題となるのではないかというふうに思うのですが、ほかの行政ではこういうことをやっているのに、どうして佐渡市はそういったことがやられていないのか。これでは、いきなり税の通知が届いて、何、40歳以下の方は我々も後期高齢者の医療費の負担をしなければならないのだと、こういうふうに驚くのではないのでしょうか。その点だけお尋ねをしておきます。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） お答えします。

これは、先ほどもお話ししましたけれども、基本的にはそういう制度になるということは、私どもも事前からわかっていただけたわけなんですけれども、具体的になるのは、やはり先ほど言いました地方税法の改正があって、初めてこういう形ということが確認できる、皆さんのほうに周知できるということでありまして、それが先般の国会で採決行われました4月30日ということでもありますので、それ以降うちのほうの条例整備が整った後周知していくのがやり方ではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第97号についての質疑を終結いたします。

議案第98号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について）の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）について）の質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） ただいまの老人保健の特別会計の補正についてお尋ねをしておきます。

この時期にこういった補正がかかるというのも極めて珍しいのだろかなというふうに思っているのですが、率直に言うと、先ほど言った後期高齢者絡みの件もあるし、ご案内のように老人保健特別会計は、そのうちなくなるのだろかなとは思いますが、今の制度のままだと。私は、後期高齢者医療制度はなくしたいと思っていますが、それはともかくとしましても、今のこの時期になぜこんな補正になってきたのか、お尋ねしたいと思います。率直な疑問です。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えをいたします。

今回の補正については、2つの要件がございます。まず、1点でございますけれども、19年度の老人保健特別会計におきまして、歳入、これは国からの負担金でございますけれども、歳入が不足を生じました。これにつきまして、20年度の歳入から繰り上げ充用させていただきました。この充用額につきましては、20年度の中でまた歳入として入ってまいります。

もう一点でございますけれども、これちょっとわかりにくいのでございますけれども、今議員がおっしゃいましたように、本来ですと、後期高齢者制度が始まりますと、老人保健特別会計はなくなります。ところが、老人保健特別会計は受診をされる方が3月に受診をされてから次の年の2月までの受診の1年間で老人保健で今まで執行されておるものでございます。それで、3月の診療につきましては、翌年度で支払いをいたします。したがって、20年度は19年の3月が1カ月支払いをするということで、予算を計上し

ております。さらに、その後請求漏れとか、月遅れ請求とかございまして、そういうものもわずかではございますが、この後出てまいります。

それで、今回の予算につきましては、大部分が3月の診療請求に対しまして予算を組みました。ところが、5月のこの請求につきましては、毎月13日ごろに請求が参ります。そして、支払い期限が同じ月の20日となっております。この13日に来た請求内容が現在の我々が組んだ予算より非常に大きな請求が参った。通常ですと、まだあと月の請求があるものですから、先取りをして支払いができるわけでございますけれども、今年度は1カ月分だけの計上ということで、全体予算が不足をしました。

したがいまして、この不足分の計上並びにこの後わずかでございますけれども、遅れて請求が来るものについても一緒に予算を計上させていただきました。したがいまして、繰上充用額と給付費の不足分について、繰り上げ充用については5月末、医療費につきましては、5月20日の支払い期限ということで、専決とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） ベースになるのは、3月の医療費の見込み分が大きく違ったというのが一番ベースになるのだらうと思うのですが、大体皆さん方有能な方々ですから、過去3年間の平均とかやって、普通だと大体その額におさまるのだらうかなと思うのですが、後期高齢者の関係があつて、駆け込み需要があつたのかどうかわかりませんが、その辺はどのように見ていらっしゃいますか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えをいたします。

結果的に言うと、当初予算の見積もり不足です。医療費につきましては、例年に比較しますと、約1割ぐらゐが例年よりはふえております。当初予算で当然その辺を見込んで計上すべきところを例年並みということで計上しておつたものですから、その分が全く不足というふうな結果になっております。別に駆け込みということではないかと思うのですけれども、1割ぐらゐでしたら、通常の伸びであると思います。見積もり不足であつたと思います。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第99号についての質疑を終結いたします。

議案第100号 佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 議案第100号、佐渡市の税条例の一部を改正する条例の制定について質疑をしますけれども、ページでいいますと、24から25、26ページ、第47条の2、3、4、5、6、この条文を加える理由は何かということ、これを質疑します。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えします。

これについては、年金天引きということで、特別徴収ということになっております。議員質問のように、今回でまず介護に始まりまして、後期高齢、国保、さらにまた市民税もということで、すべてが大体のものが特別徴収ということでございまして、我々が意図するということではなくて、上位の条例の中でこういう議決がされております。この議決にあわせまして、私の自治体も条例を制定するというのでございまして、よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今のお答えちょっとよくわかりづかったのですが、要は65歳以上の公的年金受給者から個人の住民税、これ正確にいきますと、所得割額と均等割額を来年の10月から今部長がお答えしたのですが、年金から天引きができるようになったことに対応するこれは議案の一部改正だということだと思うのですが、どんどん年金からあれもこれも天引きされる。こういう中で、非常に年金生活者にとっては大変になると。それで、先日佐渡市のほうの事務方にお話を聞きました、私。住民税が最後に来たわけですが、年金天引き。先ほどいろんな天引きがありましたけれども、佐渡では農業を営んでいる方が非常に多いと。それで、この住民税の年金の天引き、これ現実的には難しい事務だというふうに私お話を聞いています。具体的にどういうことなのか質疑をします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

高津税務課長。

○税務課長（高津啓介君） お答えします。

今まで議員がおっしゃるとおり、来年、21年の10月から特別徴収が開始されるということになっておりますが、今議員がおっしゃるとおり所得割と均等割のところから課税されるという形になっております。それで、平成20年の4月現在のところなのですが、まだ確定した人数ではないのですが、年金の収入者が2万5,777人、うち所得がある方が8,630人、これはこの中には低所得者の方も含まれますので、この人数より減少するかと考えられます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） こういった意見もあるのですが、今回この法律改正は、年金天引きを佐渡市に実際に義務づけたものではなくて、年金天引きできる規定だという意見もあります。私の意見ではないのですが、いずれにしても、ますます年金生活者はこれ生活維持に大変になると不安を感じています。年金生活者の立場に立って慎重に審査をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第100号についての質疑を終結いたします。

議案第101号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第101号についての質疑を終結いたします。

議案第102号 佐渡市小倉ダム管理条例の制定についての質疑を許します。

猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） この小倉ダム国営かん排で今やっていることなのですが、これが受益者でなくて、市が管理をしなければならない法的根拠はありますか。どういうことですか。そして、これ第3条で市長の経費に係る責めが載っていますけれども、当然ここに出す以上は経費を考えているのだらうと思うのですが、それはどのくらいに見積もってこのことにしているのかどうか。

それから、例えば多目的ダムですと、水道料金というふうなことで受益者から当然料金を取って、そして水道の特別事業でそこに管理者を派遣しておるわけですが、この場合はどのようなシステムで出すのか。そのことについて説明願います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

まず、1点目なのですが、法的根拠といいますか、これは国営事業を行うに当たり、国で造成された、今回の場合は小倉ダムになりますが、これについては今までの経過をちょっと申し上げますと、今までは土地改良連合会等を設定して、そちらに管理委託をしたいという方向で進んでいたわけなのですが、実際は平成15年の法律改正によりまして、土地改良連合への委託ができなくなりました。したがって、方法としては市が管理委託を受けるか、どこかの土地改良区が受けるかというような選択なのですが、今現在幾つかの土地改良区のうちどこかがということはなかなか難しだろうと。したがって、市が受けざるを得ないという部分でございます。また、市が受けることによって、管理に関する国、県からの補助金も受けることができるということになります。

そこで、2番目の費用なのですが、今のところだと、一応来年度の試算としまして、費用は3,500万程度を見込んでおります。それで、今お話ししましたそのうち国、県の補助が人件費を除く経費について補助が出ますので、人件費を除くと約2,000万ぐらいと今試算しております。そのうち国が3割の600万、県が3割の600万、1,200万補助金が来るとということです。残りにつきましては、負担率、先ほど3番目ですが、この経費につきましては、17年の3月の議会で債務負担を議決していただいておりますので、経費の7割を市で、3割を農家負担という形で今進んでいます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 所管ですので、これでやめますけれども、非常に安易なやり方で、受益者あるいは一般の市民、受益者は佐渡市民の農家からするとごく一部なのです。これを簡単に何でもかんでも市が負担すればいいという安易なこの条例は、私はいかがなものかなと。しかも、受益者との関係が極めて不明確。それから3条のこの市長の責めにおいても、経費の分においても、補助金が来るといっても、多くを関係ない市民から出していかなければならない。その精査がされていないこの条例はいかがなものかと思いますが、所管ですので、これでやめておきます。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） これは、債務負担行為の議決の折にも議論のあったところですし、それなりの私の考え方を述べさせてもらったのですけれども、今聞きますと、補助が2,000万だということです。これは、もうこういう形は国で決められたものなのですか。こんなものでやっていけるわけないでしょう。そのおまけに人件費は持つというのでしょうか。管理をするのであれば、人件費を含めて当然国が支出すべきです。これまず所有権はどこなのですか。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

ダム所有者は、国でございます。

○議長（竹内道廣君） 祝優雄君。

○26番（祝 優雄君） 国に所有権があるのであれば、国が管理運営するのが当たり前です。こういう形で中途半端なことをすると、まだまだほかに広がっていくのです。

それから、先ほど農家個々の負担が3割という話をしましたが、これも正確に3割ですか。私は、そういうふうには理解していないのですけれども、ですから個人負担はほとんどないのではないですか。そういう債務負担行為だったと思います。もう少し正確に説明をしてください。これは、今後ずっと将来にわたって大きな負担なのです。簡単にはい、そうですかというわけにはいかない問題なのです。もう少し正確に説明してください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

佐々木産業観光部長。

○産業観光部長（佐々木正雄君） お答えいたします。

管理費につきましては、管理費の7割は市が負担する。3割は受益者負担ということでございます。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第102号についての質疑を終結いたします。

議案第103号 佐渡市監査委員条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

中川直美君。

○2番（中川直美君） 1点だけお尋ねをしておきたいと思います。

先ほど市長からも説明があったように、財政健全化法の関係で監査委員会の中身が充実されていくものだと思うのですが、ご案内のように監査する事務がふえるのではないかとというふうに言われていますし、財政健全化法の制度そのものも、監査の制度設計されているわけですが、今の監査の体制でやれるのか。例えば有名になった夕張市の問題でいうと、1つはチェック機関がまずチェックを果たせなかったと。その中で、もちろん基礎となる資料を出すのは、執行部当局の問題なのだけれども、それをきちんと第2次の段階で押さえていくのが監査の地方公共団体の執行機関の一つとしての大きな役割だというのが今回言われているわけですが、その辺いかがでしょうか。それだけお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

菊地監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菊地賢一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、確かに監査事務局の立場から申し上げれば、事務量が増加すると、そういうふうに認識をしております。しかし、この制度につきましては、それなりに重要なおっしゃったように意味がございまして、私どもとしましては、この法律に基づいて付議された場合には、全力を挙げて審査をしていきたいと、そういうふうに考えておるところです。

○議長（竹内道廣君） 中川直美君。

○2番（中川直美君） 能力が高いからやれるということだったのですが、ついでお尋ねしておきたいのですが、事務量がふえたと、平成3年度の地方自治法の一部改正で、個別テーマを定めた行政監査もやりなさいよということになってきていて、私どもから見ると、今佐渡市になってからの行政監査がどの程度なされているのかもわからないのですが、この間の監査における行政監査がどの程度あったのか。そこにこれからもやっていかなければいかぬわけですが、そこに健全化法の関係の4つの指標の問題も入ってくるから、私は大変なのではないかなと率直に思うのですが、そのチェック機関あるいは地方公共団体の執行機関の一つとして、やっぱりきちんとした機能を持っていないと、私は大変だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。行政監査のこれまでの経過でいうと、あったのかなかったかも含めまして、教えていただければと思います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

菊地監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（菊地賢一君） お答えいたします。

行政監査があったかなかったかということでございますが、その件につきまして、私ども確かに今まで体制が十分でなかったというようなこともございました。今4名体制でやらせていただいているところでありますが、特に行政監査と目的を持って実施したものは、今まではございません。定期監査とか、決算審査時にある程度目的を持って、例えば補助金制度がどうなっているとか、それと契約事務についてはどうなっているかというようなことにつきましては、あわせてそういったときに行ってきたというようなことであります。

それと、今行政監査と今財政健全化法に関係する4つの指標の監査の関係であります。私ども年間の監査計画を作成しておりまして、実は行政監査、それから随時監査につきましては、やはりその期間を外してやらなければならないという立場に立っておりまして、期間をずらして計画をしているところであります。ちなみに1月、2月にそういった監査に取り組んでいきたいと、今年度は考えているところでございます。

以上です。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

議案第104号 平成20年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

歳入と歳出に分けて行いますので、まず歳入についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出についての質疑を許します。

中川隆一君。

○11番（中川隆一君） それでは、1点ばかりお聞きいたします。

歳出のほうの12ページ、13ページになります。総務管理費の中の徴税費の中の賦課徴収費、過誤納金の還付金増7,700万でございます。これの件数と、あと7,700万増になった理由をお聞かせください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

金子市民環境部長。

○市民環境部長（金子 優君） お答えをいたします。

今回の還付金でございますけれども、国から地方への税源移譲ということで、19年度住民税が増額になって、所得税が減額になると。総体では増額というようなことで、調整をされました。19年度でございますけれども、18年度までお仕事をされておって、19年度で仕事をやめたという方については、所得がなくなったわけでございますけれども、税の対象につきましては、18年度で住民税は課税をされております。したがって、この恩典が受けられなかったということで課税をされておりますので、この分を差額を返すものでございます。対象者でございますけれども、現在の段階ですと3,105名が対象ということになっております。よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 猪股文彦君。

○20番（猪股文彦君） 同じ12、13ページで、地域・ふるさと振興事業というのがあります。コミュニティー助成事業補助金増、内容はわからないので、それと地域活性化イベント助成事業補助金、この内容を教えていただきたい。

それと、14、15ページの、前議会から問題になっておるところなのだろうと思うのですが、温泉管理運営費がマイナス2,100万、それでちょっとわかりにくいのですが、施設用地補強工事減が6,700万、地盤改良工事等補助金が5,100万、同じようなことではないかと思うのですが、これの説明を願います。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

齋藤企画財政部長。

○企画財政部長（齋藤元彦君） お答えいたします。

まず、1点目のコミュニティー助成事業については、当初1,000万で予算計上させていただいていたところですが、これはそもそも宝くじ受託事業収入を財源として、財団法人自治総合センターが地域でやる事業に対して、コミュニティー組織、自治会などがやる事業に対して、補助金を出すという制度でございます。もともと20年度予算のときには、合計で6件の事業が採択されるだろうということで、1,000万計上させていただいておりましたが、結果的に10件の件数の事業に対して、補助金が出るということになりましたので、全体で約2,200万円になりましたので、その差額の額を補正で計上させていただいたということが1点目です。

それから、2点目の地域活性化イベント助成についてですが、これは具体的には佐渡海府寒ブリ大漁ま

つりというものがありまして、これが財団法人の地域活性化センターというところがこの地域活性化イベント助成事業をやっているのですけれども、そこで先ほども言いました佐渡海府寒ブリ大漁まつりが補助金対象として選定されたということになりましたので、100万円を計上させていただいたということになっております。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 樋口社会福祉課長。

○社会福祉課長（樋口賢二君） お答えをいたします。

15ページの温泉管理運営費の件でありますけれども、これは議員ご承知のとおり、小木の湯のところであります。当初は小木の湯の売却については、市のほうで地盤等を工事をして、一般入札ということで売却を考えておりましたけれども、その後国のほうから国の補助金で建てた建物で、10年以上経過していたものを無償譲渡する場合には、その補助金が免除になりますよという情報が入りました。小木の湯につきましては、県補助金でつくったわけですが、県のほうもこれに倣うだろうということで、こちらのほうも県とちょっとやりとりをしてきました。そういう状況が変わりましたので、今回3月議会では土地等の工事について予算を計上させていただいたわけですが、今回はこういう形で組み替えを行いまして、譲渡する際に土地の補強工事、それから配管工事等につきましては、受けていただいた相手方から工事をしてもらう。それに際しまして、市といたしまして、一部補助金という形で渡して、相手方から工事をしてもらうという形で組み替えさせていただくことで、今回補正予算提案させていただきました。

○議長（竹内道廣君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第96号から議案第104号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託をいたします。

日程第6 請願第1号から請願第5号

○議長（竹内道廣君） 日程第6、請願の委員会付託を行います。

本定例会における請願第1号から請願第5号までは、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、来週16日月曜日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時23分 散会